

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 5 月 13 日

福島地方裁判所第一民事部

裁判所書記官 大 宮 将

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 6 月 3 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 6 月 10 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 7 年 6 月 17 日 午前 10 時 00 分 福島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 7 年 7 月 8 日 午前 9 時 30 分 福島地方裁判所第一民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 6 月 18 日 午前 10 時 00 分から 令和 7 年 6 月 20 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 5 月 13 日から当庁物件明細書等閲覧所に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	2,010,000 1,608,000		402,000	22,280	4,774
					</



物 件 目 録

1 所 在 福島市宮代字段ノ腰104番地2、103番地

家屋 番号 104番2

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 67.47平方メートル
2階 52.99平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 4月23日

福島地方裁判所第一民事部

裁判所書記官 大 宮 将

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

地代の滞納あり。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 福島市宮代字段ノ腰104番地2、103番地

家屋 番号 104番2

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 67.47平方メートル
2階 52.99平方メートル



令和 7 年（ケ）第 2 号
令和 7 年 2 月 19 日受理
令和 7 年 3 月 24 日提出

現 況 調 査 報 告 書

福島地方裁判所

執行官 佐 藤 武 男

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1	所 在	福島市宮代字段ノ腰 1 0 4 番地 2、1 0 3 番地
	家屋 番号	1 0 4 番 2
	種 類	居宅
	構 造	木造瓦葺 2 階建
	床 面 積	1 階 6 7 . 4 7 平方メートル 2 階 5 2 . 9 9 平方メートル

(建物用(単独))

不動産の表示	『物件目録』のとおり	
住居表示	住居表示未実施	
建物	物件1	
種類構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる (☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある [種類: 構造: 床面積:]	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用し、占有している。 ☐ 『占有者及び占有権原』のとおり ☐	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
剪文地 (目的外土地)	『目的外土地の概況』のとおり	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(目的外土地用(複数1))

目的外土地の概況(その1)(物件1 関係)		
1	所 在	福島市宮代字段ノ腰
	地 番	104番2
	地 目	☒ 宅地 ☐ 山林 ☐ 雑種地 ☐ 畑 ☐ 田 ☐
	地 積	134.85平方メートル(☒ 全部 ☐ 約 平方メートル)
	所 有 者	☐ 建物所有者 ☒ その他の者(D)
	そ の 他 の 事 項	
2	所 在	福島市宮代字段ノ腰
	地 番	103番
	地 目	☒ 宅地 ☐ 山林 ☐ 雑種地 ☐ 畑 ☐ 田 ☐
	地 積	110.00平方メートル(☒ 全部 ☐ 約 平方メートル)
	所 有 者	☐ 建物所有者 ☒ その他の者(D)
	そ の 他 の 事 項	
3	所 在	
	地 番	番
	地 目	☐ 宅地 ☐ 山林 ☐ 雑種地 ☐ 畑 ☐ 田 ☐
	地 積	平方メートル(☐ 全部 ☐ 約 平方メートル)
	所 有 者	☐ 建物所有者 ☐ その他の者()
	そ の 他 の 事 項	
4	所 在	
	地 番	番
	地 目	☐ 宅地 ☐ 山林 ☐ 雑種地 ☐ 畑 ☐ 田 ☐
	地 積	平方メートル(☐ 全部 ☐ 約 平方メートル)
	所 有 者	☐ 建物所有者 ☐ その他の者()
	そ の 他 の 事 項	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

目的外土地の概況(その2)(物件1 関係)			
■関係人(■C(占有補助者) ■E(土地所有者の子))の陳述/□提示文書()の要旨			
占有権原	□所有権 □地上権 ■賃借権 □使用借権 □		
占有開始時期	平成 5 年 1 2 月 2 0 日(物件1建物新築の登記の日)		
最初の契約等	契約日	平成 5 年 月 日(月日不詳)	
	期間	平成 年 月 日から□平成 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし	
更新の種別	□合意更新 □自動更新 □法定更新		
現在の契約等	期間	平成 年 月 日から□平成 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし	
契約当事者	貸主	■土地所有者 □その他の者()	
	借主	■建物所有者 □その他の者()	
地代・支払時期等	毎月 金 2 0 , 0 0 0 円(毎月末日限り 翌月分支払)		
地代前払	■ない □ある(金 円 分まで)		
敷金・保証金	■ない □ある(□敷金 円 □保証金 円)		
特約等			
地代滞納	□ない ■ある(平成 7 年 3 月 1 9 日現在 金 2 0 , 0 0 0 円)		
契約解除	■ない □ある()		
訴訟提起等	■ない □ある(地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号) □保属中 □終局()		
その他	カーポートが設置されている。 組立式物置(動産)が1個存する。		
執行官の意見	■上記のとおり □下記のとおり □「執行官の意見」のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ C	1 物件1建物の現在の所有者であるAの実母であり、Aが持分を相続するまで共有者であった亡Bの妻です。 2 物件1建物について (1) 本建物は、Aと私が居宅として使用しています。本建物は、亡BとAが建てたものであり、亡Bの持分を相続したAの単独所有になっています。 (2) 本建物は、他人に賃貸したり、無償で使用させてはいません。 (3) 本建物は、これまで増改築はしていませんが、東日本大震災でかなりの被害を受け、落下した南側部分の屋根瓦は早めに修復しました。そして、外壁と内壁の修復はなかなかできなかったのですが、2年ほど前に外壁の塗装や内壁のクロスの張り替えをしました。もっとも修復したのは、いずれも1階部分のみであり、2階部分は修復していません。 (4) 本建物は、床暖房や太陽光発電の設備を設置していません。 (5) 本建物では、犬や猫を飼ったことはありません。 3 目的外土地104番2及び103番について (1) 物件1建物の敷地である両土地は、亡Bが両土地の所有者Dから借り受けたものですが、亡Bが亡くなってからはAが借主になっていると思います。地代は、月2万円であり、現在は、私が支払っており、地代の滞納はありません。 (2) 両土地を他人に転貸したり、無償で使用させてはいません。 (3) 両土地の隣接地の所有者との間で、境界等が問題になったことはありません。 (4) 103番土地の北西角付近にある組立式物置及び104番2の北東角付近あるカーポートは、物件1建物を建て、しばらくしてから亡Bが設置したものであり、現在は、Aが所有している物です。
■ E	1 物件1建物の敷地である104番2及び103番の両土地の所有者であるDの息子です。 2 物件1建物の敷地である両土地については、Dと亡Bが期間を定めず、月2万円の地代を月末までに翌月分を支払うという内容の賃貸借契約を締結しており、現在も引き継がれていることになります。 3 地代については、過去に2年分ほど滞納があったのですが、Cが完済してくれました。現在も年金が入るとCが地代を指定口座に振り込んでいるようですが、本日現在、令和7年2月分と3月分の地代が振り込まれておらず、2月分を滞納していることになります。 これまで賃貸借契約の解除の意思表示をしたことはありません。 4 物件1建物の買受人については、両土地の地代の金額のほか、期間を含めて相談させていただき、話がまとまれば新たに賃貸借契約を締結してもらうことになります。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

- 1 本件物件の状況は、公図写、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 本件物件に関して調査、目視により見分した結果は、次のとおりである。
 - (1) 物件1建物について
 - ア 外部について
 - 1 階部分及び2 階部分ともに、経年による汚損等が見られた。
 - 1 階部分を修復したという塗装箇所には、ひび割れの補修を含めた下地処理が不十分と思われるムラが広範囲に見られた。
 - イ 内部について
 - 1 階台所の勝手口の柱の下部に白アリの被害と思われる損傷箇所が見られた。
 - 1 階西側和室8 帖の天井板が野縁から外れているのが2 箇所見られた。
 - 2 階の内壁クロスにひび割れや経年による汚損等が見られた。
 - ウ 本建物は、現在、所有者が居宅として使用し、占有していると認める。
 - (2) 目的外土地104番2及び103番について
 - ア 両土地の登記建物は、物件1建物のみである。
両土地は、隣接地との境界にコンクリートブロックが設置されており、敷地の境界などに関して問題となる状況は確認できなかった。
 - イ 両土地に地割れや陥没などは見られなかった。
 - ウ 104番2の土地に設置されているカーポートは、物件1建物所有者の所有物と認める。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年2月21日(金) 9:05-9:15	福島地方法務局	全部事項証明書等交付申請(同日受領)
令和7年2月21日(金) 13:25-13:30	物件所在地	占有調査、写真撮影
令和7年3月14日(金) 10:00-10:50	物件所在地	立入現況調査、写真撮影 在宅者Cから事情聴取
令和7年3月19日(水) 11:30-11:40	執行官室	敷地所有者の子Eから電話による事情聴取
令和 年 月 日 () : - :		
令和 年 月 日 () : - :		
令和 年 月 日 () : - :		

(特記事項)

■ 令和7年3月14日

目的物件は在宅で解錠されたが、在宅者に抵抗等の可能性があったので、立会人を立ち会わせた。

□ 令和 年 月 日

□ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

□

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

公図写

(座標値種別：図上測定)

+56990.101



+56865.101 (座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出
宮代字段ノ腰

請求分	所在	福島市宮代字段ノ腰				地番	104番2		
出力尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	IX	分類	地図(法第14条第1項)		種類 地籍図
作成年月日	平成4年2月22日				備付年月日(原図)			補事項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(福島地方税務局管轄)

令和6年12月25日

東京法務局中野出張所

登記官

請求番号：10-1

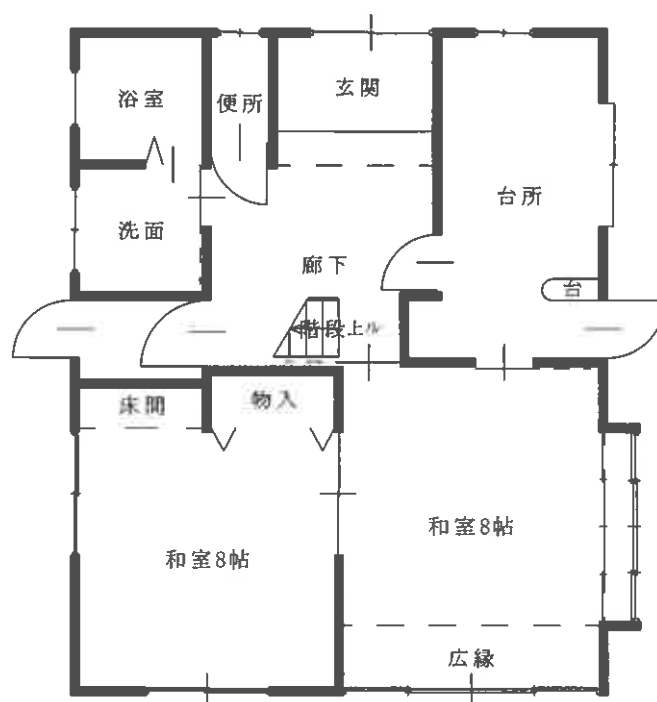
(1/1)

(8 枚目)

A 3 → A 4 縮小



建物間取図 物件1



1 階

建物間取図

N



建物間取図 物件1



2 階

建物間取図

N



カーポート(工作物)

物件1

組立式物置(動産)



目的外土地

No. 1

カーポート(工作物)

物件1

組立式物置(動産)



目的外土地

No. 2

物件1



目的外土地

No. 3



物件1:1階東側和室8帖の状況

No. 4



物件1:1階台所の状況

No. 5



物件1:1階浴室の状況

No. 6



物件1:1階西側和室8帖の状況

No. 7



物件1:2階洋間の状況

No. 8



物件1:2階和室6帖の状況

No. 9



物件1:2階和室4.5帖の状況

No. 10



物件1:2階納戸の状況

No. 11

組立式物置(動産)



目的外土地

No. 12

写

令和7年（ケ）第2号
令和7年3月14日 現地調査
令和7年3月28日 評価

福島地方裁判所第一民事部 御中

評価書

評価人 不動産鑑定士

佐藤 忠信

第1 評価額

評 価 額	
物件 1	金2,010,000円

物件1の価格は、目的外土地の敷地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況 (記載のない事項は登記とほぼ同じ)
1	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	福島市宮代字段ノ腰104番地2、 103番地 104番2 居宅 木造瓦葺2階建 1階 67.47㎡ 2階 52.99㎡	
番号	特 記 事 項		
1	目的外土地（福島市宮代字段ノ腰104番2、103番）上に存する。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 目的外土地の概況及び利用状況等

目的外土地の概要	所在・地番 地目 地積 所有者	福島市宮代字段ノ腰104番2、103番 宅地 134.85㎡(104番2)、110.00㎡(103番) 2筆計244.85㎡ その他の者(D)
位置・交通	JR東北本線「東福島」駅から約150m 福島市役所北信支所まで約450m 市立余目小学校まで約1.5km 市立北信中学校まで約250m 「ヨークベニマル瀬上店」まで約650m	
付近の状況	東福島駅に近接する戸建住宅が建ち並ぶ住宅地域である。小中学校やスーパー等に近く良好な住環境下にあるものと観察される。	
主な公法上の規制等	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種中高層住居専用地域 60% 200% 防火・準防火地域の指定なし 周知の埋蔵文化財包蔵地の指定：なし
画地条件	間口約9.7m、奥行約24～25m、地積2筆計244.85㎡ 北側市道に等高に接面 形状は整形、地勢は平坦	
接面道路の状況	北側幅員約6m舗装市道(建築基準法第42条1項1号)	
土地の利用状況等	建物所有者Aが下記占有権原(特記事項参照)に基づき占有している。 東側及び西側は住宅の敷地 南側は水路	
供給処理施設	上水道 あり ガス配管 あり(特記事項のとおり) 下水道 あり (注) 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の接面道路に該当施設の本管又は私設管(以下、施設管という)が通っており通常の費用で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず敷地内に引込むことが不可能な場合等をいう。「不明」とは、接面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

特 記 事 項	・ 目的外土地の占有状況は下記の通り。 - 占有権原：賃借権 - 占有開始時期：平成5年12月20日（物件1建物新築の登記の日） - 最初の契約等 - 契約日：平成5年(月日不詳) - 期間：期間の定めなし - 契約当事者 - 貸主：土地所有者、借主：建物所有者 - 地代・支払時期等：地代月額20,000円(毎月末日限り翌月分支払い) - 敷金・保証金：なし - 地代滞納：あり（平成7年3月19日現在 金20,000円） ・ 市道側にカーポート(工作物)、組立式物置(動産)が存する。 ・ 簡易ガスの供給区域内に存し引き込みがなされているが、現況は個別プロパンガスを利用している。 ・ 地割れ、陥没等は確認されなかった。 ・ 福島市が公開するハザードマップによる浸水想定区域(0.5m未満)に含まれている。
---------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件1）

区 分	主である建物
建築時期及び 耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成5年12月20日新築 経過年数：約31年経過 経済的残存耐用年数：満了と判断
仕 様	構 造：木造2階建 屋 根：瓦葺 外 壁：モルタル塗下地吹付材仕上げ 天 井：ビニールクロス、目透し、バスリブ等 内 壁：ビニールクロス張り、京壁、ラワン合板、タイル張り等 床：フローリング、畳、クッションフロアー、磁器タイル等 設 備：電気、空調、給排水衛生設備等 その他：水洗トイレ
床 面 積 （ 現 況 ）	1階67.47㎡、2階52.99㎡ 計120.46㎡ 登記と概ね合致
現況用途等	現況用途：居宅 間取り：別添間取図のとおり
品 等	普通
保守管理の 状 態	やや劣る
建物の利用 状 況	建物所有者が居宅として使用し、占有している。
特記事項	○東日本大震災により内外装に被害を受けたが、2年程前に外壁の補修及び内壁の張替え（何れも1階部分）を行ったとの由。 ○1階和室の天井に破損箇所があるほか、台所勝手口付近に白蟻被害と思われる損傷箇所が観察された。 ○外壁には経年による汚損等のほか、ひび割れや補修跡等が多数観察された。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 目的外土地

目的外土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
目的外土地	54,300	1.00	244.85	1.00	13,300,000

ア 標準画地価格

上記標準画地価格は、次のとおり標準画地と物件に類似する標・基準地とを比較し、これに基づいて公示価格等を補修正して試算した価格と均衡が保たれていることから妥当な価格であると判断した。

地価調査 福島-37

公示価格等 54,500円/㎡ × 時点修正 100.6 / 100 × 標準化補正 100 / 100 × 地域格差 100 / 101 ≒ 54,300円/㎡

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画 地 条 件： 100%

◇地 域 格 差：街 路 条 件： 100%

交通接近条件： 98% (最寄駅への接近性)

環 境 条 件： 103% (周辺地域の状況)

行 政 的 条 件： 100%

格 差 率： 101%

イ 個 別 格 差：

街 路 条 件： 100%

交通接近条件： 100%

環 境 条 件： 100%

画 地 条 件： 100%

行 政 的 条 件： 100%

その他の条件： 100%

格 差 率： 100%

ウ 地 積：登記数量

エ 建 付 減 価：特段の補正を要しないものと判断した。

(2) 物件1 (建物)

目的建物の再調達原価を建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
1	220,000	120.46	0.03	800,000

ウ 現 価 率 :

- a 経過年数 約31年
- b 経済的残存耐用年数 満了(0年)と判断
- c 観察減価及び中古物件の市場性 50%
- d 残価率 5%
- e 現価率 3%

$$e = \left\{ d + (1 - d) \times \frac{b}{a + b} \right\} \times (1 - c)$$

2 評価額の判定

物件1に係る土地利用権等価格を下記のとおり求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ
目的外土地	13,300,000	1.00	0.30	賃借権	3,990,000

イ 土地利用権等の及ぶ範囲：目的外土地上の建物の配置、利用状況を考慮のうえ、目的外土地の全範囲と判断した。

ウ 土地利用権等割合：土地利用権等を賃借権と判定し、その割合を30%と査定した。

(2) 評価額

建物価格に土地利用権等価格を加算し競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア+イ) × ウ × エ × オ
1	800,000	+ 3,990,000	1.00	0.70	0.60	2,010,000

ア 基礎となる価格：建物価格

ウ 占有減価修正：特になし

エ 市場性修正：借地権付建物であることによる市場流通性に与える影響を考慮し、上記の通り補正した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格 福島-37

所 在 : 福島市鎌田字一本松46番
価 格 : 54,500円/㎡
位 置 : 阿武隈急行線「福島学院前」駅まで道路距離で約500m
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 295㎡
供給処理施設 : 水道・下水・ガス
接 面 街 路 : 北6m市道
用 途 指 定 等 : 市街化区域
第1種中高層住居専用地域
建ぺい率 60% 容積率 200%
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が多い区画整理済の住宅地域

2 固定資産税課税標準額（令和6年度）

物件1 : 1,591,456円

第7 附属資料

位 置 図
案 内 図
公 図 写
各階平面図・建物図面写
土地建物位置関係図
建物間取図

以 上



位置図

N



S=1:10000

福島市(都市計画図)



大風敷

福島ゴム

東福島駅

堂ノ前

宮代堂ノ前公園

前田

桶田前

道東福島

段ノ腰

物件1

前田公園

原

一段ノ腰

原際公園

北信中学校

専門学校

プール

グラウンド

御飯

テニスコート

県道飯坂線 保原線

案内図

N



S=1:2500

福島市(都市計画図)

中江

福島市北信

北信支役



(座標値種別：図上測定)

土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouki2011.par)による修正がされています。

地番区域

宮代

登記年月日：平成6年1月12日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和7年2月25日 福島地方建設局

登記官

13

請求番号：7-2

縮尺70%に縮小

0500988各階平面図

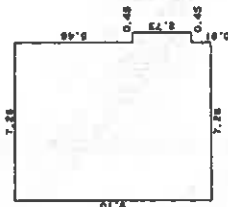
建物189図030面
建各階平面図

家屋番号 104番2

物件1

建物の所在 福島市宮代字登ノ原104番地2 103番地

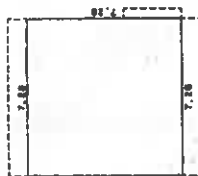
1 階



求積表

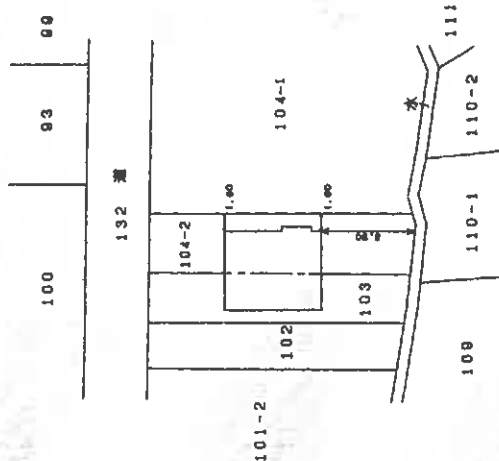
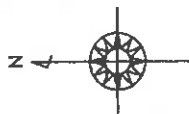
$9.10 \times 7.28 = 66.2480$
 $2.73 \times 0.45 = 1.2285$
合計 67.4765
床面積 67.47 m²

2 階



求積表

$7.28 \times 7.28 = 52.9984$
52.9984
床面積 52.99 m²



作成者

土橋 隆士

5年12月28日作成

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(福島県土橋町土橋町支所)

99-2 →

100-1

100-2

132

組立式物置
(動産)

カーポート
(工作物)

← 101-3

101-2

102

103

104-2

104-

物件 1

目的外土地

土地建物位置関係図



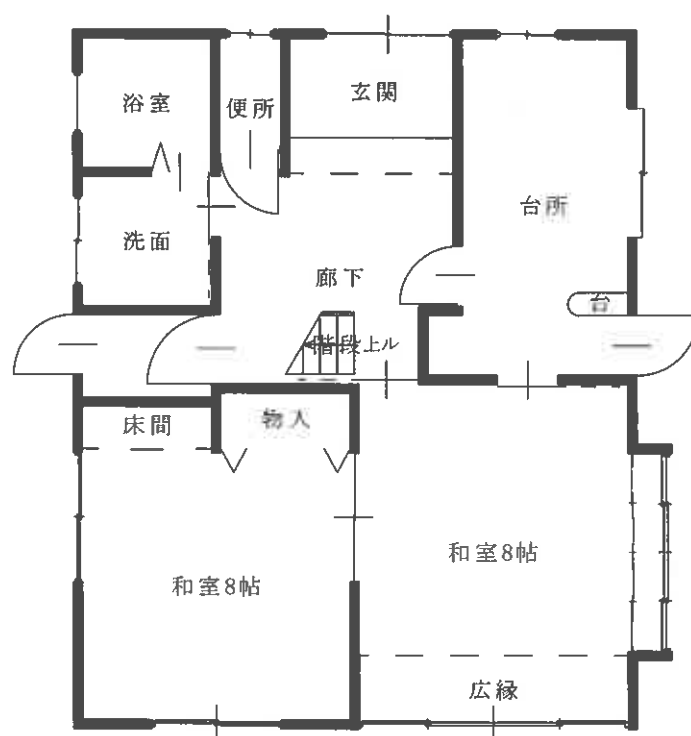
8

109

110-1

-2

建物間取図 物件1



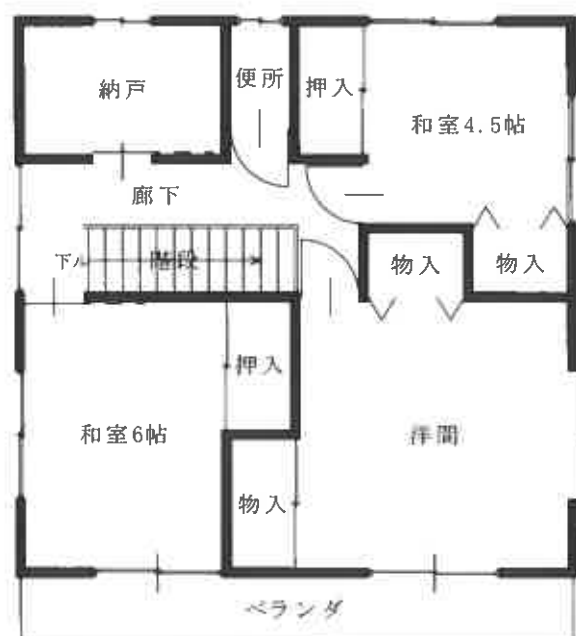
1 階

建物間取図

N



建物間取図 物件1



2 階

建物間取図

